平成２８年（フ）第１３０号
香川県丸亀市三条町439番地１　サンライフ三条Ｂ棟202号
債務者　徳重　良和
１　決定年月日時　平成29年１月11日午前10時40分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第１３１号
香川県丸亀市三条町1321番地12
債務者　本竃　良美
１　決定年月日時　平成29年１月11日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第５０３１号
大阪府守口市大久保町５丁目12番８号
債務者　林　　広幸
１　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで
５　免責審尋期日　平成29年３月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２６４号
大阪府吹田市天道町８番１―201号
債務者　**徳**重　浩志
１　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで
５　免責審尋期日　平成29年３月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４３８号
大阪府東大阪市若草町９番23―405号
債務者　中井　　豊
１　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで
５　免責審尋期日　平成29年３月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５５１４号
大阪市此花区高見１―７―14―305、住民票上の住所大阪市此花区高見１丁目５番45―405号
債務者　岡崎直子こと　岡﨑　直子（旧姓杉山・野口）
１　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで
５　免責審尋期日　平成29年３月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５５２３号
大阪府八尾市萱振町４丁目28番地
債務者　山本　美花
１　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで
５　免責審尋期日　平成29年３月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５５３９号
大阪市西淀川区姫島５丁目８番３―306号
債務者　梅本　裕佑
１　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで
５　免責審尋期日　平成29年３月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５号
熊本県球磨郡水上村大字江代2006番地
債務者　森崎八重子
１　決定年月日時　平成29年１月11日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
５　免責審尋期日　平成29年３月３日午前10時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２８年（フ）第４８６号
静岡県浜松市中区名**塚**町１番地の１　コーポマウンテンⅡ　205号、前住所静岡県浜松市南区芳川町137番地
債務者　内田　洋一
１　決定年月日時　平成29年１月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
５　免責審尋期日　平成29年３月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第５１１号
静岡県浜松市西区雄踏町宇布見5007番地、前住所静岡県浜松市中区高丘北１丁目48番18号ダイヤモンド寿泉303
債務者　松尾美穂子
１　決定年月日時　平成29年１月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
５　免責審尋期日　平成29年３月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第５１９号
静岡県浜松市西区湖東町5652番地の１さかなや物産店内
債務者　大橋　英好
１　決定年月日時　平成29年１月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
５　免責審尋期日　平成29年３月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第５２０号
静岡県湖西市新居町内山1913番地の６
債務者　馬場よし江
１　決定年月日時　平成29年１月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
５　免責審尋期日　平成29年３月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２７０７号
横浜市緑区長津田３丁目32番32号
債務者　神田　　愛
１　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
５　免責審尋期日　平成29年３月８日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６８３号
静岡県藤枝市水守１丁目18番地の２　ユーラウムＡ、旧住所静岡県藤枝市水守１丁目６番地の23
債務者　鈴木　真里（旧姓杉山）
１　決定年月日時　平成29年１月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
５　免責審尋期日　平成29年３月８日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部